

第二章 一人ひとりの子どもたちが大切にされ、すべての子どもたちの成長・発達を支える教育の実現のために

教育の主人公は子どもです。教育は、子どもの「人格の完成」をめざし、その尊厳を尊重しながら発達を支える個性豊かな営みです。教育は子どもの権利であり、教育の機会は平等に保障されるべきです。そして、主権者として育つていく子どもたちがこの国の未来をつくります。これが、憲法の求める教育のあり方です。

また、多くの国民が、幼稚教育から大学教育まで誰もがお金を気にせず教育を受けられるようになることを願っています。「持続可能な開発目標」（SDGs）も「質の高い教育をみんなに」をかかげ、無償教育の拡大を強調しています。

ところが、自民党的な教育政策は二つともあべこべです。まず、日本の教育予算（公教育費の対GDP比）はOECD諸国でワースト2、OECD平均の7割しかありません。ヨーロッパでは大学まで無償で返済不要な奨学金まで支給される国があるのに、日本では国民が世界に例がないような高学費を負担し、少子化の大きな原因になっているほどです。社会問題になっている教員の長時間労働も、何より国が必要な教員数を配置していないためです。

本市においても学校現場は多忙化がとまらないうえに教育の自主性が損なわれ、長時間労働の常態化で教職員は疲弊し、教員の未充足は2025年2月時点で205・5名と過去最多となり、子どもの学ぶ権利が守られていない危機的状況となっています。

教員不足の抜本的な対策は定数を正規教員で確保することであり、繰り返し採用方針の見直しを求めてきましたが、2025年3月議会でようやく市教委は定数を正規教員で確保する方針に改めました。

ようやくスタートラインです。教育現場、市民の意見に耳を傾けながら、子どもの人権を大切にする教育政策へと転換し、教員、及び教育費の負担軽減、過度の競争と管理をなくして、子どもも保護者も教職員も生き生きとする学校を支える方針を打ち出すべく、以下の項目の早期実現を強く求めるものです。

（一）憲法・子どもの権利条約・川崎市子どもの権利に関する条例にもとづいた教育をすすめる

- ① 子どもの意見表明・話し合いの場面を増やし、子どもを主権者として正しく権利行使ができるよう育てていく教育をすすめる。
- ② 地域教育会議の予算を増やし活性化させる。
- ③ 暴力や差別・偏見をなくし、人権を大切にする教育をすすめる。安易に警察導入しない。
- ④ いじめを人権問題として捉えた教育を全校で実施する。
- ⑤ 横浜市は2024年度にいじめ防止対策推進法に基づき徹底した調査を行い重大事態の事案が59件認定された。一方で本市は2024年度2件。再発防止のためにも法に基づいた徹底した再調査を行う。
- ⑥ 過去最多を更新し続けている不登校の子ども達の学び、居場所への支援をすすめる。
 - ア 学校の中で不登校の児童生徒の居場所づくりとして、別室指導等に対応する不登校対策に特化した人員の確保、施設環境の整備をすすめ、全校設置を急ぐ。
 - イ 作業療法士等、子ども達をアセスメントできる専門職による学校現場への支援を拡充する。
 - ウ フリースクールは費用面の負担が大きい。他都市が実施している（東京都月額上限2万円、鎌倉市月額3万円）助成制度を本市でも実施する。
- ⑦ 「生徒指導提要」では、「児童の権利に関する条約」の理解は、教職員、児童生徒、保護者、生徒にとつて必須だとした上で、子どもの意見表明権を明記し、「校則の運用・見直し」について、1つ目は「学校のＨＰに公開し、制定した背景についても示す」2つ目は「見直しのプロセスを明示化する」3つ目は子どもの意見表明権を踏まえて「見直しの過程に児童生徒が主体的に参加していくことに教育的意義がある」ことが盛り込まれました。ア 改訂提要の主旨にそつて「児童生徒や保護者がその意に疑問を感じるようなルールや教職員が合理性がないと思われる校則は、学校が主体的に見直しを行い児童生徒と一緒になつてよりよいものにしていくことを全ての学校に徹底させる。また校則の見直しの際には子どもの権利条約（条例）が主眼となる観点で取り組むことを位置付ける。
- イ 改訂提要の主旨を徹底させていくために、校則を見直す活動について、各学校の支援教育コーディネーター

や生徒指導担当者だけでなく、全教職員、子ども、保護者に普及をし、共有する。

ウ 教育委員会が発行した「子どもたちとともに作る学校生活のルールや約束」のリーフレットに、子どもの権利の観点を位置付ける記載（相模原市参考）を追記し、その年度の各学校が取り組んできた好事例を紹介し学校への配布や研修材料として活用できるようイニシアチブをとる。

工 児童生徒・保護者や市民に周知するために学校ホームページへに校則の掲載の推進が図られるよう支援を行う。記載にあたっては校則について考える機会を設けられるよう改定手続きの明文化も併せて行う。
オ 改訂提要を生かしていくためにも、生徒手帳等に川崎市子どもの権利に関する条例を掲載し、いつでも子ども達自身が確認できるよう援助を行う。

⑧ 全国に先駆けて核兵器廃絶平和都市宣言を行い、人権と共生のまちづくりを進めてきた川崎市にふさわしく、子どもたちが平和と人権について学ぶ機会を増やす取り組みをすすめる。

⑨ 「日の丸・君が代」の強制など、子どもの内心的自由を侵すような教育は行わない。

⑩ 半旗の掲揚は、児童生徒の思想・良心の自由に侵害が問われる問題。弔意を強制しない。

⑪ 18歳選挙権の実施に伴う主権者教育は、子どもの権利条約・子どもの権利条例に則り、すすめる。

⑫ 2013年度以降交付されていない、朝鮮学校の施設整備への補助金、授業料の負担を軽減する補助金を復活させる。

⑬ ギフトカードへの適切な支援を行う。

⑭ 中学校夜間学級の充実をはかる

ア かわさき教育プラン以下の2点を明記する。

・西中原中に夜間中学を設置していること。これは義務教育機会確保法に定められた学び直しの為に設置されていること。

イ 市内複数校化を実現するために、義務教育未修了者や西中原中夜間学級の生徒の通学実態調査を行いニーズの確認に取り組む。

ウ 中学校夜間学級を統一的に担当する部署を設置する。

工 義務教育未修了者が他の自治体であっても西中原中学校夜間学級への入学を求める。

オ 西中原中学校夜間学級要綱第4校の「入学許可」の「就学に支障がないもの」及び「学校に来て学ぶことのできる人」という入学要件は削除する。

カ 西中原中学校夜間学級要綱第6項の「在籍の取り消し」と「再入学は認めない」という文言を削除する。

キ 夜間中学の一層の周知のために映画「こんばんはⅡ」の上映会を行う等の、PRを充実させるとともに定期的な学級公開を実施する。

ク 相模原市様にポスターをコンビニ等へ貼りだす。

⑯ 学校での新型コロナウイルス対策について

ア 複数の感染者が確認された場合等、教職員の希望者に検査が行えるように抗原検査キットを配備する。

イ 江東区等、他都市で進んでいる空気清浄機を各教室へ配備する。

ウ 引き続きコロナ後遺症の特性を教育現場で周知する。

⑯ ヤングケアラーの支援について

教職員への周知、研修は実施されてきたが、当事者となり得る児童生徒への周知・啓発を行う。

⑯ 包括的性教育、健康教育の促進

小・中・高で実施する「包括的性教育」及び「生命の安全教育」（思春期保健指導）の拡充のため、助産師等が行う講師料の増額を図る（2名の場合も1名分の講師料、交通費不支給等）等、予算の拡充をおこなう。

（二）教育環境を整備する

1 30人学級をめざし、少人数学級を早期に実現する令和5年度川崎市立学校教職員勤務実態調査では、働き方改革の取組で効果があるものとして「1クラス当たりの子どもの数を減らすなど、教職員定数の増を図る」が小学校管理職85・6%中学校87・3%小学校教諭80・4%中学校66・9%と他の項目を大きく引き離し最多となつた。川崎市独自に学級編成基準、教職員定数の算定基準を改めて中学3年生までの少人数学級を計画的に進める。

2 2025年3月議会でようやく市教委は定数を正規教員で確保する方針に改めると教育長からの答弁があつた。定数内欠員をゼロとする、確実な採用を行う。

3

教職員の長時間・時間外労働、学校の多忙化解消のために、抜本的な対策を講じる

- ① 2022年3月の『第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針』で、これまで目標にしていた「過労死ラインの月80時間を超える時間外在校等時間の教職員をゼロにする」を投げ捨て、「6ヶ月の平均が80時間を超える教職員を可能な限りなくしていく」との目標に下方修正された。従来の目標に戻し、その実現を追及する。
- ② 市教委として提出書類や研究推進校の募集枠の大幅な削減、事務支援員の配置等を行い、教師が子どもと向き合える時間を保障する。

③ 学校のワックス掛けは直営、外部委託も含め教員の業務から除外する。

- ④ 学校が加入している日本スポーツ振興センター掛け金は年額935円の内、川崎市が475円負担し保護者負担は460円となっているが、教職員の事務処理の負担の為にも豊中市の様に全額市負担として学校現場での金銭の取り扱いを縮減する。

- ⑤ 教員が休憩が取れないのは労働基準法違反という認識に立ち、各校の裁量任せにせず、教育委員会として標準授業時数余剰ゼロ方針を掲げる。

4

ハラスメント対策について

- ① 現在の相談調整担当の職員は男性2名。相談者の意向に沿って対応するために、相談対応者の性別等について、相談者が選択できるように男性、女性の職員をそれぞれ配置する。
- ② 第三者性の担保の為に第三者相談窓口を設置する。

- ③ 川崎市教育委員会セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント要綱では、行為者に対し「人事管理上適正な措置を講ずるものとする」と曖昧な文言となつていて。他の都市のハラスメント防止規則のように、「懲罰処分」と懲罰規定を明確に定め周知する。

- ④ 実態の把握を行つてはいるとするハラスメント防止委員会は年に1回、開催時間は40分程度と実態把握をするには全く不十分である。ハラスメント実態調査を教育委員会が主体となつて毎年実施し、実態把握、意識啓発に努め、ハラスメント撲滅に本気で取り組む。

- 5 労働安全衛生法の規定にもとづいて、安全衛生委員会を定期的に開催し、過重労働の防止対策を実施する。産業医による職場巡視を行い、当面、全校で年に1回行われるよう産業医の増員をはかる。

6 臨時的任用教員・非常勤講師・会計年度任用職員として働く教職員の賃金・休暇・勤務時間・交通費などの勤務条件を、同一労働・同一賃金の原則に基づき、早急に改善する。

7 2025年度から開始された奨学金返還支援事業の成績上位者40名という要件を無くし、申請者全てに支援を行う。

8 「習熟度別指導」の取組みが続いている。教室での学習は多様な子どもの学び合いであり、生徒同士教え合ったり、いろいろな発言を聞いて納得したりすることで、理解を深めあうことができる。習熟度別の編成で子どもの間に差別感が生じてはならない。1クラスの児童生徒数を少なくし少人数学級を進める基本にする。また加配教員で少人数学級にするか習熟度別学習にするかの判断については学校の教員の判断を尊重し、決して押し付けたり誘導したりしない。

9 学校図書館司書の体制を充実させる

- ① 中学校への配置を検討する。
- ② 学校司書が会計年度任用職員として任用されているが、時給は1194円で専門職としては低すぎる。専門性の担保の為に学校司書には司書資格要件を付し、時給を大幅に引き上げる。
- 10 2018年5月に策定された「部活動に係る方針」に示された「週2日以上の休養日の設定」「ある程度長期間のオフシーズンの設定」「1日の活動時間の制限」などを着実に実施する。全校配置の効果が確認されている部活動指導員については全校複数配置を急ぐ。
- 11 部活動指導にあたる教員の手当てが低すぎる。神戸市の様に少なくとも最低賃金以上を支給する。
- 12 地域運動部活動推進事業を今年度は10校で実施する予定となつていて、外部委託する際、生徒の保険料等の負担はないとのこと。今後も公費負担で行う。
- 13 学校医の加配基準、40学級以上で一人という基準は他政令市（相模原市500人以上で一人）と比べ厳しすぎる。医師会への要望、聞き取りを継続し子ども達の健康の為に加配基準の見直しを行う。

（三）安全でおいしい栄養ゆたかな学校給食の実現を

1 2024年に文部科学省が行つた調査では、全国762の自治体で学校給食費の無償化を実施している。いつま

でも給食法に捉われず小・中学校の給食無償化を行う

2 昨年度物価高の影響でイカがちくわに、7月の献立にスイカが無くなる等、川崎の給食のコンセプトから逸脱する状況を招いた。今後の社会状況に応じて補正予算を組み財政措置を速やかに行う。その際に保護者負担の増額は行わない。

3 本市の小・中学校の年間給食回数は小学校187回（全国平均192回）、中学校1・2年生165回、3年生155回（全国平均188回）となつており全国平均より低い水準となつて。給食提供回数を増やす。

4 食育、環境保全の観点から昨年度実施したSDGs×健康給食の取組を全校で実施する。

5 お米の確保について神奈川県給食会を通すのではなく横浜市のように川崎市独自で提携生産地、生産者を確保する為の調査、検討、体制構築を行う。

6 中学校給食の改善・充実を

① 栄養士・栄養教諭の配置について、自校調理方式の4校にはそれぞれ配置されて生徒と直接ふれあい専門職として生きた食育を行つてはいるが、南部センターと中部センターには4人ずつ、北部センターは3名の栄養士のみの配置で、全中学校への巡回訪問を行うことも厳しい状況にある。区内の中学校を巡回して生きた食育を進められるよう、せめて区に中学校数に応じた栄養士・栄養教諭を複数配置する。

② 残食率を見ても明らかなように、自校調理校を増やす方向を検討する。

③ 子ども達からリクエストが多い揚げパンの提供を中学校給食でも行う。

7 小学校給食の改善・充実を

① 公会計化を理由に月1回から年2回に減らされた自校献立だが、他都市では公会計化後も月1回程度の自校献立を行つてはいる。自校献立は業務負担が増えるとのことだが、子ども達のために増やして欲しいという教職員からの声もある。現場の教員、栄養士、養護教諭等のニーズを聞き、回数を増やす調査、検討を行う。

② 国産の食材を100%使用し地元でとれた食材を活用する。遺伝子組み換え食品や安全性が立証できない食品は使用しない。

③ 食育の充実の視点から栄養士を全校配置する。それが実現するまで、兼務校には、非常勤の栄養士を配置する。

④ 夏の給食調理室での調理は命に関わる。増改築等と同時設置ではなく、単独でのエアコンの設置を急ぐ。

⑤ 小学校給食の調理業務のこれ以上の民間委託は行わない。

⑥ 夏休みの給食停止期間が7月21日～8月31日となつており今だ3学期制の対応になつてゐる。現在は前期後期制となり、それぞれの学校が夏休みを設定している状況に対応できていない為、夏休み明け長期間給食提供が滞る実態がある。現在の教育環境に適用するよう夏休みの給食停止期間を見直す。ネットとなつてゐるのは夏季休業に行う清掃、害虫駆除等の環境整備とのことだが、6月より施行された改正労働安全衛生規則に伴い実施されている「職場における熱中症対策の強化」の対応を鑑みれば、夏季休業期間だけに作業を実施するのではなく、1年を通じて分散作業を行うよう指導すること。また分割発注もすすめる。

⑦ いまだアレルギー対応ができていない小学校の環境整備を早期に進める。

（四）教育関連予算の大幅増額をはかり、学校施設・設備を抜本的に改善する

- 1 学校施設長期保全計画は各学校の緊急性などの状況に合わせ、前倒しでテンボをあげて実施する。同時に老朽化や児童生徒の増加等の実態から、長期保全計画で対応ができない場合は、老朽校舎と体育館の改築を計画的にすすめる。
- 2 学校教育法施行規則に規定されている過大規模校の解消を早期に実現する。用地取得が困難という方針を改め、子ども達の適正な学びの保障のために分離・新設で行う。
- 3 老朽化した水道管の敷設替えを早急に完了させる。
- 4 学校トイレの快適化について
 - ① 業者に委託しているトイレ清掃の委託費を増額し、実施回数を増やす。
- 5 プールなどの施設充実を
 - ① プール未設置校6校、格技室未設置校13校について、早期に整備をすすめる。
 - ② プールへの循環式ろ過装置の設置をはかる。
 - ③ 外部委託で行つてゐるプール清掃は泥の処理は教員の業務となつてゐる学校がある。委託費を増額し、委託業務とする。

④ 子どもの泳力プロジェクトは「泳ぎが苦手な子ども」を対象にしており限定的である。プール監視員の予算を確保し、夏休み中のプール開放を再開する。

⑤ プールの水流出事故に対する教員への賠償請求は全国的な問題となつた。7月の文科省の通知も踏まえ、教員への請求は故意、重過失以外は行わないという方針を定める。

⑥ 教員の本来業務ではない、プールの維持管理について23年9月議会の答弁にあつた「負担軽減に資する取組」について、教育現場の声を聞き取り、検証を重ね、確実な取組とする。

⑦ 民間プールの活用について、移動時間による教員、子ども達への負担増や授業時間の減少、民間プールの使用状況によつて必要な授業回数が履行できない等、課題が多い。また全校設置となつたマンホールトイレの水源として現存の学校プールの廃止は行わない。

6 体育授業時等に使用する更衣室の早期整備をはかる。

7 教職員の休憩室の計画的設置をする。

8 熱中症対策として配置されている大型冷風機やスポットクーラーを体育館で同時に作動させるとブレーカーが落ちる。各校から使用状況のヒアリングを行い使用電気量の増幅等、対策を行う。

9 避難場所となる体育館に断熱対策待ちとせずにエアコンを早急に設置する。

10 学校へ接続される水道本管の耐震化が完了しても、断水しない保証はない。受水槽を撤去せずに受水槽の併用を検討する。

11 固定式の黒板は職員にとつても児童・生徒にとつても使いにくいので、全部の学校に可動式の黒板を設置する。特に低学年の教室から早急に設置する。

12 学校運営費・微破損修理費を抜本的に増額する。修繕費も公共工事の差金に頼ることなく増額する。

13 全ての教室に網戸を設置する。

14 遊具の安全に関する規準に基づき学校遊具の撤去が進められているが、177基の撤去を行い68基は再設置されないとのこと。学校、児童生徒、保護者、地域の声を聞き再設置を支援する。

15 2023年の大師小学校、2024年の日吉小学校に続き2025年ははるひ野小・中学校でも停電が発生し、原因は全て高圧ケーブルの絶縁不良となつてゐる。定期点検等の際に該当するケーブルの使用が発覚した場合には更新を行い停電によつて施設が機能不全となるリスクを排除する。

16 県立高校では認められている生徒たちの学校Wi-Fiの共有利用を市立高校も可能とするよう整備を行う。

(五) 子どもをとりまく環境対策の推進をはかる

- 1 インターネットやSNS、ゲームなどに関連したいじめ、犯罪、過大な課金などのトラブルがやまない。インターネット等の利用についての適切な啓発活動やルールの共有化など、積極的な取り組みをすすめる。
- 2 地域交通安全員を必要な箇所に必要な時間、配置する。
- 3 通学路の安全点検を引き続き定期的に行い、危険個所の改善・安全対策を急ぐ。
- 4 通学路のブロック塀について撤去の補助率を引き上げるとともに、構造物の新設についても補助を行い改修を促す。
- 5 道交法の改訂もふまえ、正しい自転車の乗り方を周知していく必要がさらに増している。自転車の交通安全教育を進める。
- 6 ワークルールの啓発を行う。

(六) 高校入試の改善をはかり、給付型奨学金制度を拡充する

- 1 中学校を卒業した生徒が不本意な思いで高校に入学することのないよう、県立高校と川崎市立高校の募集定員枠を増やすよう県に要請する。
- 2 国と県に対して私学助成金、就学支援金、学費補助金の増額を要求し、保護者負担の軽減に努める。
- 3 市独自の給付型奨学金制度の成績要件を撤廃し、希望した生徒が全員受けられるような制度とする。

(七) 「市立高校改革推進計画」を抜本的に見直す

- 1 市教委が中高一貫校をつくったため、12歳の段階で選別することとなり、さらなる競争教育の低年齢化はさけられない。今後、入学者の決定については「無作為の抽選」とする。

2 市立高校においての全日制普通科の定員増を県に強く求める。

3 高津高校の「校舎の目標耐用年数経過への対応」を検討する際、統廃合は行わず、着実な更新整備を行う。

4 定時制高校の再編にあたっては、現在の全ての定時制課程は廃止しない。

5 定時制の1クラス定員は35人が原則だが、更なる少人数化をはかる。募集定員の増を行うときは学級増で対応し、必要な教職員の配置を行う。

6 定時制高校の給食費を無料にする。

（八）特別支援教育を充実させる

- 1 川崎市幸区の「旧河原町小学校跡地」に県立特別支援学校が新設されることになったが、特別支援学校を必要とする児童生徒の増加は続いている。引き続き特別支援学校の増設の必要性を検証する。
- 2 特別支援学校、特別支援学級に通学する児童生徒が増加している実態をふまえ、教室や作業室の増設、老朽化対策など施設設備の早期充実をおこなう。
- 3 すべての特別支援学校にスクールカウンセラーの配置を行う。
- 4 通学保障体制の充実のため、スクールバスの増車とともに、正規添乗員を常時複数にする。
- 5 特別支援教育サポート事業を高校まで含め、ニーズに応じたサポーターの増員とサポーターの勤務条件の改善を引き続行う。
- 6 特別支援教育における学級担任は5人に1人の配置とするよう、市単独で計画的に5人に1人の配置とする。
- 7 中央支援学校での放課後等デイサービス引き渡し時が大混雑となっている。学校側と調整し改善を図る。
- 8 狹隘となっている中央支援学校の職員室の改善を行う。
- 9 通級指導教室の充実をはかる。

① 小学生から中学生まで「ことばの教室」での指導を必要としているすべての子どもたちを通級の対象として認め、必要な教室を確保する。

② 在籍校の授業を抜ける必要が最小限になるよう通級の指導時間の枠（放課後・土曜日・夏季休業中など）を増やす。

③ 通級指導における基礎定数は13対1だが、20人を対応している教員もいる。保護者からは指導の回数が減った、担任の先生と話す時間が少なくなった、あるいは、通級の先生の負担が大きいことを不安に思う声が多い。

通級の教員増を図る。

④ 移動や交通が不便なために通級を諦めるケースもあることから、通学の負担を減らすために近隣の小学校（例えば中学校区ごと）に、巡回教室をつくる。

⑤ 人口増加が著しい地域の児童数増加に伴い、要支援の児童も増加していることに対応するため、通級指導教室を増設する。

10 「川崎市における障がい通所支援事業所と学校との連携の基本的な考え方」の通知に基づき、連携を進めるため、支援の主体者である保護者にしっかりと周知する。

11 支援学級の担任に対する専門的な助言を行う理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による巡回訪問の機会を増やす。

12 児童生徒の高次脳機能障害、医療的ケア児とその家族への支援を強化する。

① 小中高校生における高次脳機能障害児の実態調査を行う。

② 進学するときには、より丁寧な引継ぎが必要である。教育委員会の中に、高次機能障害の担当部署を設け、コーディネーターを配置する。

③ 高次脳機能障害に関する専門機関（健康福祉局、高次脳機能障害センター）や、高齢・障害課と連携をとる。

④ 医療的ケア児支援法で、学校の設置者・地方自治体は看護師や医療的ケアを行える介護士等を配置することが位置付けられた。その位置付けにふさわしく、医療的ケア児の家族の支援、医療的ケア児が通う学校への看護師等の配置を行う。

⑤ 学校看護師の育成教育（教育現場における医療職の役割、スキル、医ケアとの違い等）を実施する

13 ろう教育について

① 聴覚障害のある児童・生徒の教育にあたっては、手話によるコミュニケーションが成立する集団の確保が必要であることから、川崎市立聾学校の生徒数を増やすための対策を引き続き講じる。

② 難聴学級の担任は支援級を兼任しているケースが多く専門性を持たない教職員もいる。必修研修を設ける等、専門性を向上する。

③ 「きこえ」の通級指導教室を南部・北部にそれぞれ設置する。

14

支援学校の児童生徒を対象に歯科口腔指導を実施する。

15

市立学校からの手話に関する福祉教育の依頼に關し、1カ月前までに派遣依頼を行う。謝金については交通費を含めた支払い基準を標準化する。

（九）義務教育費の保護者負担を軽減する

1 学校での保護者負担の軽減を図る

- ① 保護者負担軽減のために「公費・私費区分の要綱」を引き続き見直す。
- ② 修学旅行費の保護者負担を軽減するための見直しを行う。特に企画手数料は公費負担とする。
- ③ 教育活動の一環として行う自然教室の食事代の公費負担を復活させる。社会見学など指導のために要する経費に該当するものについて公費負担とする。

2 小学校・中学校の給食費を順次無償化する。

- ④ 算数セツトや柔道着・彫刻刀など、使用頻度の少ないものは貸し出し・リサイクルなどを検討する。
- ⑤ 保護者の意見を聞く場を設け、ジャージや制服代の負担軽減を図る。
- ⑥ 現在、全額自己負担としている市立高校で使用する端末の購入費等への公費補助を実施する。
- ⑦ 兄、姉がいる場合等、すでに端末を世帯で購入しているケースがある。その場合はアプリのみの更新で学習が可能となるよう体制を整える（県立高校では対応している）。

3 就学援助制度を拡充させる

- ① 制度の周知だけを行うのではなく、保護者が心理的ブレーキを働きにくくするため、新宿区のように「お子さんが楽しく勉強できるように」といった「子どもの利益」が趣旨であることを伝える文言を記載する。
- ② 認定基準を現行の「生活保護基準の1・0倍」から、「1・2倍」以上へと引き上げる。
- ③ メガネ代を支給品目として復活させ、校外活動費の支給限度額を6500円に戻す。
- ④ 国が就学援助項目に追加した生徒会費、PTA会費とともに、必修化された武道にかかる柔道着代などの体育実技用具費を就学援助費として支給する。

- ⑤ 入学前の3月に支給される新入学準備金のさらなる拡充をはかり、せめて実際にかかる費用は支給できるよう改める。保護者のニーズをふまえて適切な支給時期を引き続き検討する。
- ⑥ 修学旅行費の積み立てを免除し、就学援助制度利用世帯の子どもが参加できるようにする。

（十）教育委員会の独立性と政治的中立を確保し、憲法に基づく教育を

- 1 教育委員会は、「政治的中立」を確保し、ひきつづき市長から独立して自主的に決定できる権限を拡大する。
- 2 教育委員会の権限に属する事務の決定を、市長は尊重し予算面での実現に努力する。
- 3 教育委員の公選をめざし、当面は準公選制を実施する。
- 4 音声データについて、裁判結果の受け止めと公文書であるという審査会の答申を徹底し、各局に公文書として保管義務を徹底し、開示請求の対象として公開することを徹底する。再発防止のための組織として第三者を加え、より実効性のある制度に改善する。

（十一）高校生の権利を守り「お金の心配なく」学ぶ環境を保障して、自立に向けた支援を行う

- 1 学ぶ環境を充実させる
 - ア 高校を中途退学した生徒に対して、自宅に訪問するアウトリーチ事業を実施して支援をはかる。
 - イ 市立高校定時制の生徒が抱えている経済的課題や学習、就職などを支援する居場所を就職する生徒が多い幸高校全日制にも設置する。
- 2 市立高校の就労相談体制の支援を強化する
 - ウ 開バイト、ブラックバイト・企業は違法であることを、ポスターを掲示するなどして、啓発する。
 - ア 職業指導を充実させ就職を専門的に行なうことができるよう、就職支援相談員を配置させる。
 - イ 県立田奈高校が実施するような有給職業体験事業を市内の企業に協力を呼びかける。
 - ウ 就職できなかつた市内高校卒業生について、コネクションズかわさきと連携して就職相談や職業訓練の場などの支援を行ない、生徒との関係を途切れさせないようにする。

工 高校生の居場所として何でも気軽に相談できる場を、市内各高校に設置する。

希望する職業につけるように、企業などに申し入れる

ア 新規高卒者及び既卒者の市内企業合同就職説明会の回数を増やし、企業とのマッチングを推進する。

イ すべての就職希望者が就職できるように、市長が先頭に市内中小企業を訪問し求人開拓をして雇用確保する。

ウ 市内企業者が学校に出向く場をつくり、生徒を対象に企業説明会が開けるようにする。

エ 就職した生徒が定着して就労できているか、実態を把握する。

オ 内定取り消しや入職繰り下げ、オワカラなどが起きることがないようにする。